

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年5月30日（令和4年（行情）諮問第329号），同年6月27日（同第385号）及び同年7月21日（同第425号及び同第426号）

答申日：令和5年3月16日（令和4年度（行情）答申第587号，第589号，第591号及び同第592号）

事件名：基本想定集及びこれをつづっている行政文書ファイルにつづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

基本想定集及びこれをつづっている行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下，順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい，併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙2及び別紙3に掲げる文書（以下，順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した各決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，令和4年1月11日付け閣安保第15号，同年3月18日付け同第131号並びに同年4月12日付け同第179号及び同第180号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分4」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1及び原処分2

電磁的記録が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

（2）原処分3及び原処分4

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件各対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示を求める行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項の規定に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「電磁的記録についても特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、特定文書を適正に特定している。さらに、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分で特定した紙媒体以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 「電磁的記録についても特定を求める。」との点については、「本件各対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」旨、主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分のとおり特定文書を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分で特定した紙媒体以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分は特定文書を適正に特定していると認められるところである。

(2) 「文書は確認するすべがないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求めるものである。」旨、主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項の規定に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年5月30日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第329号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年6月27日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第385号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年7月21日 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第425号及び同第426号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑦ 同年11月4日 審議（令和4年（行情）諮問第329号及び同第425号）
- ⑧ 令和5年2月17日 審議（令和4年（行情）諮問第329号、同第385号、同第425号及び同第426号）
- ⑨ 同年3月9日 令和4年（行情）諮問第329号、同第385号、同第425号及び同第426号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1について開示とする原処分1及び一部開示とする原処分3並びに本件対象文書2について開示とする原処分2及び一部開示とする原処分4を行った。

これに対し審査請求人は、本件対象文書の電磁的記録の特定及び本件請求文書に該当する本件対象文書以外の文書の特定を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書1の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書1の電磁的記録の保有の有無

ア 本件対象文書1の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 本件対象文書1は、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組に関する文書であり、国家安全保障局が紙媒体で保有している「令和元年度中東・アフリカ等関連資

料C」につづられている文書である。

本件対象文書の一部には、下記（イ）のとおり、内閣官房の職員がパソコンを使用してその原稿を電磁的記録として作成したものも含まれている。また、下記（エ）のとおり、他の行政機関から電磁的記録で提供を受けているものも含まれている。しかしながら、行政文書ファイルとして一体的に管理するために文書作成・取得後は全てを紙媒体で保存することとし、原稿である電磁的記録及び提供を受けた電磁的記録についてはいずれについても必要がないため廃棄した。

よって、国家安全保障局において電磁的記録は保有していない。

各文書の作成又は取得の経緯は下記（イ）ないし（オ）のとおりである。

- （イ）文書3ないし文書6，文書9，文書15，文書20，文書25，文書30，文書31，文書34，文書37，文書40ないし文書42，文書44，文書47，文書50，文書51，文書53，文書55，文書57，文書59ないし文書61，文書63，文書65ないし文書67，文書70，文書71，文書74，文書76，文書79，文書80，文書84，文書85，文書87，文書88，文書90，文書91，文書95，文書100，文書106，文書107，文書112及び文書113は、内閣官房の職員がパソコンを使用してその原稿を電磁的記録として作成したものである。
- （ウ）文書2，文書8，文書14，文書19，文書24，文書29，文書33，文書36，文書39，文書43，文書46，文書49，文書54，文書58，文書64，文書69，文書73，文書75，文書77，文書83，文書86，文書89，文書92，文書98，文書104，文書111及び文書116は、内閣官房の職員が手書きして作成したものである。
- （エ）文書1，文書7，文書10ないし文書13，文書16ないし文書18，文書21ないし文書23，文書26ないし文書28，文書32，文書35，文書38，文書45，文書48，文書52，文書56，文書62，文書68，文書72，文書93，文書94，文書96，文書97，文書99，文書101ないし文書103，文書105，文書108ないし文書110，文書114，文書115及び文書117は、他の行政機関から電磁的記録で提供を受け、印刷したものである。
- （オ）文書78，文書81及び文書82は、定められた様式に必要事項を記載し、押印した紙媒体の写しである。
- （カ）本件審査請求を受け、改めてパソコン上のファイルの検索を行っ

たが、電磁的記録の保有は確認できなかった。

イ 当審査会においてe-Govに掲載されている行政文書ファイル管理簿を確認したところ、「令和元年度中東・アフリカ等関連資料C」の媒体の種別は紙媒体とされていると認められる。

また、当審査会において開示実施文書（写し）を確認した結果も踏まえると、本件対象文書1は全て紙媒体で保存しており、電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が特段不自然、不合理とはいえず、外に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、国家安全保障局において、本件対象文書1の外に本件請求文書1に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書1以外の本件請求文書1に該当する文書の保有の有無

ア 本件対象文書1の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載によると、本件開示請求は、防衛省が作成した文書を基に行われたものであり、当該文書が開示請求書に添付されていた。

(イ) 防衛省に確認したところ、開示請求書の添付文書は、防衛大臣等が国会答弁に立つ際等に、通告のない質問や技術的な質問に備えるため、秘書官が持つ想定問答集の目次であり、当該想定問答集は、別の想定問答集や直近の報道想定、過去の国会質問から必要な事項を抜粋して作成されたとのことであった。

(ウ) 防衛省の説明や開示請求書の添付文書を踏まえ、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄や当該添付文書に記載された「基本想定集」に該当する文書を探索したところ、令和元年10月18日に内閣官房長官から発表された、中東地域における平和と安定及び我が国に関係する船舶の安全確保の取組についての政府方針に関する想定問答集（以下「対外想定」という。）が該当し、本件対象文書の文書5であることが確認できた。

なお、本件対象文書1の文書5の名称が「基本想定集」ではない理由は、同一の文書について省庁ごとに異なる名称を付しているためである。

(エ) 上記(ウ)を受け、審査請求人は、本件開示請求において、対外想定（本件対象文書1の文書5）がつづられている行政文書ファイルにつづられた全ての文書の開示を求めていると解し、対外想定（本件対象文書1の文書5）がつづられている「令和元年度中東・アフリカ等関連資料C」につづられている全ての文書を、本件対象

文書1として特定した。

(オ) 本件審査請求を受け、念のため、国家安全保障局の書架、書庫及び共有フォルダ内を改めて探索したが、本件対象文書1の文書5の外に、開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄や当該添付文書に記載された「基本想定集」に該当する文書は保有しておらず、また、「令和元年度中東・アフリカ等関連資料C」の外に、対外想定（本件対象文書1の文書5）がつづられた行政文書ファイルも保有していなかった。

イ 当審査会において、諮問書に添付された開示請求書の写し、開示請求書の添付資料の写し、開示実施文書の写し等を確認したところ、上記アの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記ア（オ）で諮問庁が説明する文書の探索の範囲についても特段の問題があるとはいえず、国家安全保障局において、本件対象文書1の外に、本件請求文書1に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書2の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書2の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「令和4年1月11日付け閣安保第15号で「残りの部分」とされた全て。」と記載されていた。

イ 原処分1（令和4年1月11日付け閣安保第15号）は、本件請求文書1の開示請求に対し法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用した相当の部分についての開示決定等であり、審査請求人は、本件請求文書1に係る残りの行政文書についての開示決定等で特定する予定の行政文書の開示を求めていると解される。

ウ そのため、本件請求文書1の開示請求に係る行政文書のうちの残りの行政文書についての開示決定等である原処分3（令和4年4月12日付け閣安保第179号）において特定した文書と同一の文書を、本件対象文書2として特定した。

なお、原処分3で特定した文書に関する電磁的記録の保有状況及び特定した理由等については、上記2（1）ア及び（2）アにおいて説明したとおりである。

(2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書2の開示実施文書（写し）及び原処分3で特定された文書に係る開示実施文書（写し）を確認したところ、両文書は同一の文書と認められ、本件対象文書2以外に本件請求文書2に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明

は特段不自然，不合理とはいえず，外に本件請求文書2に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，国家安全保障局において本件対象文書2以外に本件請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

(3) また，本件対象文書2の電磁的記録の保有の有無について，上記(1)の諮問庁の説明及び本件対象文書2が原処分3で特定された文書と同一であることを踏まえると，上記2(1)イ及び(2)イと判断を異にするべき事情は認められない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，一部開示した各決定については，国家安全保障局において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙 1 (本件請求文書)

- 1 原処分 1 及び原処分 3 (令和 4 年 (行情) 諮問第 3 2 9 号及び同第 4 2 5 号)

「基本想定集」及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。

- 2 原処分 2 及び原処分 4 (令和 4 年 (行情) 諮問第 3 8 5 号及び同第 4 2 6 号)

令和 4 年 1 月 1 1 日付け閣安保第 1 5 号で「残りの部分」とされた全て。

別紙 2 (本件対象文書 1)

- 文書 1 統合幕僚監部 報道発表資料 (令和 2 年 3 月 1 3 日)
- 文書 2 表紙
- 文書 3 官房長官御参考
- 文書 4 対外想定 (長官・大臣共通)
- 文書 5 対外想定
- 文書 6 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 7 地図
- 文書 8 表紙
- 文書 9 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 1 0 地図
- 文書 1 1 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 1 2 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示 (令和元年 1 0 月 1 8 日防衛大臣指示第 4 号)の内容について
- 文書 1 3 海賊対処活動の概要
- 文書 1 4 表紙
- 文書 1 5 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 1 6 地図
- 文書 1 7 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 1 8 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示 (令和元年 1 0 月 1 8 日防衛大臣指示第 4 号)の内容について
- 文書 1 9 表紙
- 文書 2 0 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 2 1 地図
- 文書 2 2 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 2 3 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示 (令和元年 1 0 月 1 8 日防衛大臣指示第 4 号)の内容について
- 文書 2 4 表紙
- 文書 2 5 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 2 6 地図
- 文書 2 7 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 2 8 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示 (令和元年 1 0 月 1 8 日防衛大臣指示第 4 号)の内容について

- 文書 2 9 表紙
- 文書 3 0 案内紙
- 文書 3 1 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 3 2 地図
- 文書 3 3 表紙
- 文書 3 4 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 3 5 地図
- 文書 3 6 表紙
- 文書 3 7 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 3 8 地図
- 文書 3 9 表紙
- 文書 4 0 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 1 (参考) 情勢認識
- 文書 4 2 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 3 表紙
- 文書 4 4 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 5 地図
- 文書 4 6 表紙
- 文書 4 7 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 8 地図
- 文書 4 9 表紙
- 文書 5 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ
いて (案)
- 文書 5 1 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ
いて (案) (ポイント)
- 文書 5 2 地図
- 文書 5 3 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 5 4 表紙
- 文書 5 5 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ
いて (案)
- 文書 5 6 地図
- 文書 5 7 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 5 8 表紙
- 文書 5 9 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ
いて (案) (ポイント)
- 文書 6 0 部会における審査報告
- 文書 6 1 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ
いて

文書 6 2 地図
文書 6 3 我が国に係る船舶の安全確保に関する政府の取組について
文書 6 4 表紙
文書 6 5 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（案）
文書 6 6 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（案）
文書 6 7 我が国に係る船舶の安全確保に関する政府の取組について
文書 6 8 地図
文書 6 9 表紙
文書 7 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（案）
文書 7 1 我が国に係る船舶の安全確保に関する政府の取組について
文書 7 2 地図
文書 7 3 表紙
文書 7 4 中東地域における日本関係船舶の安全確保についての政府の取組に関する日本船主協会の訪問について
文書 7 5 表紙
文書 7 6 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
文書 7 7 表紙
文書 7 8 起案用紙
文書 7 9 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
文書 8 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定案
文書 8 1 起案用紙
文書 8 2 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定案
文書 8 3 表紙
文書 8 4 内閣官房長官記者会見 御発言案
文書 8 5 官房長官記者会見用想定
文書 8 6 表紙
文書 8 7 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
文書 8 8 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について（概要）
文書 8 9 表紙

- 文書 9 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 9 1 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 9 2 表紙
- 文書 9 3 中東地域における緊張の高まり
- 文書 9 4 中東地域における邦人保護の状況
- 文書 9 5 令和 2 年 1 月 8 日に発生した事案に対する政府の対応
- 文書 9 6 自衛隊派遣に向けたスケジュール
- 文書 9 7 イランの主な弾道ミサイル開発状況
- 文書 9 8 表紙
- 文書 9 9 中東地域における緊張の高まり
- 文書 1 0 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 1 0 1 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動のための準備に関する防衛大臣指示
- 文書 1 0 2 自衛隊による情報収集活動
- 文書 1 0 3 イランの主な弾道ミサイル開発状況
- 文書 1 0 4 表紙
- 文書 1 0 5 中東地域における緊張の高まり
- 文書 1 0 6 令和 2 年 1 月 8 日に発生した事案に対する政府の対応
- 文書 1 0 7 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定
- 文書 1 0 8 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動のための準備に関する防衛大臣指示
- 文書 1 0 9 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令
- 文書 1 1 0 自衛隊派遣に向けた経緯・スケジュール
- 文書 1 1 1 表紙
- 文書 1 1 2 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 1 1 3 日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 1 1 4 日イラン外相会談(2月15日)
- 文書 1 1 5 自衛隊派遣に向けた経緯・スケジュール
- 文書 1 1 6 表紙
- 文書 1 1 7 最近の中東情勢(2020年～)

別紙 3（本件対象文書 2）

- 文書 1 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 2 表紙
- 文書 3 官房長官御参考
- 文書 4 対外想定（長官・大臣共通）
- 文書 5 対外想定
- 文書 6 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 7 地図
- 文書 8 表紙
- 文書 9 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 10 地図
- 文書 11 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 12 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示（令和元年 10 月 18 日防衛大臣指示第 4 号）の内容について
- 文書 13 海賊対処活動の概要
- 文書 14 表紙
- 文書 15 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 16 地図
- 文書 17 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 18 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示（令和元年 10 月 18 日防衛大臣指示第 4 号）の内容について
- 文書 19 表紙
- 文書 20 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 21 地図
- 文書 22 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 23 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示（令和元年 10 月 18 日防衛大臣指示第 4 号）の内容について
- 文書 24 表紙
- 文書 25 我が国に関する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 26 地図
- 文書 27 米国の「海洋安全保障イニシアティブ」
- 文書 28 情報収集体制強化のための自衛隊アセットの活用の具体的な検討の実施に係る防衛大臣指示（令和元年 10 月 18 日防衛大臣指示第 4 号）

の内容について

- 文書 2 9 表紙
- 文書 3 0 案内紙
- 文書 3 1 我が国に關係する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 3 2 地図
- 文書 3 3 表紙
- 文書 3 4 我が国に關係する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 3 5 地図
- 文書 3 6 表紙
- 文書 3 7 我が国に關係する船舶の安全確保のための取組について
- 文書 3 8 地図
- 文書 3 9 表紙
- 文書 4 0 我が国に關係する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 1 (参考) 情勢認識
- 文書 4 2 我が国に關係する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 3 表紙
- 文書 4 4 我が国に關係する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 5 地図
- 文書 4 6 表紙
- 文書 4 7 我が国に關係する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 4 8 地図
- 文書 4 9 表紙
- 文書 5 0 中東地域における日本關係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案)
- 文書 5 1 中東地域における日本關係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案) (ポイント)
- 文書 5 2 地図
- 文書 5 3 我が国に關係する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 5 4 表紙
- 文書 5 5 中東地域における日本關係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案)
- 文書 5 6 地図
- 文書 5 7 我が国に關係する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 5 8 表紙
- 文書 5 9 中東地域における日本關係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案) (ポイント)
- 文書 6 0 部会における審査報告
- 文書 6 1 中東地域における日本關係船舶の安全確保に関する政府の取組につ

- いて
- 文書 6 2 地図
- 文書 6 3 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 6 4 表紙
- 文書 6 5 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案)
- 文書 6 6 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案)
- 文書 6 7 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 6 8 地図
- 文書 6 9 表紙
- 文書 7 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について (案)
- 文書 7 1 我が国に関する船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 7 2 地図
- 文書 7 3 表紙
- 文書 7 4 中東地域における日本関係船舶の安全確保についての政府の取組に関する日本船主協会の訪問について
- 文書 7 5 表紙
- 文書 7 6 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 7 7 表紙
- 文書 7 8 起案用紙
- 文書 7 9 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について
- 文書 8 0 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定案
- 文書 8 1 起案用紙
- 文書 8 2 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定案
- 文書 8 3 表紙
- 文書 8 4 内閣官房長官記者会見 御発言案
- 文書 8 5 官房長官記者会見用想定
- 文書 8 6 表紙
- 文書 8 7 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について (概要)
- 文書 8 8 表紙
- 文書 8 9 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組につ

いて閣議決定

文書90 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について

文書91 表紙

文書92 中東地域における緊張の高まり

文書93 中東地域における邦人保護の状況

文書94 令和2年1月8日に発生した事案に対する政府の対応

文書95 自衛隊派遣に向けたスケジュール

文書96 イランの主な弾道ミサイル開発状況

文書97 表紙

文書98 中東地域における緊張の高まり

文書99 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定

文書100 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動のための準備に関する防衛大臣指示

文書101 自衛隊による情報収集活動

文書102 イランの主な弾道ミサイル開発状況

文書103 表紙

文書104 中東地域における緊張の高まり

文書105 令和2年1月8日に発生した事案に対する政府の対応

文書106 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定

文書107 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動のための準備に関する防衛大臣指示

文書108 中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動の実施に関する自衛隊一般命令

文書109 自衛隊派遣に向けた経緯・スケジュール

文書110 表紙

文書111 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について閣議決定

文書112 日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について

文書113 日イラン外相会談(2月15日)

文書114 自衛隊派遣に向けた経緯・スケジュール

文書115 表紙

文書116 最近の中東情勢(2020年～)